

令和3年9月9日

松戸市立小中学校 保護者 様

松戸市教育委員会

松戸市立小中学校における9月13日以降（緊急事態宣言中）の教育活動等について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の学校教育活動に対しご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

このことについて、現在発令されている緊急事態宣言が9月13日以降も延長された場合には、引き続き最大限の感染防止策を講じつつ、子どもの健やかな学びを保障するために、下記の通り対応いたします。

なお、今後の感染状況や、国・県の通知の発出によっては、対応に変更が生じることもありますので、ご承知おきください。

## 記

### 1 9月13日以降の日課について

- ・9月12日（日）までの対策を継続します。（午前中授業、給食後下校）
- ・ただし、延期することが困難な検診等については、感染症対策を万全にした上で、午後に実施する場合があります。

### 2 学習活動について

- ・学校生活すべての場面において、密閉・密集・密接にならないよう配慮します。
- ・人権意識や他者への思いやりの気持ちを育む教育活動を行います。
- ・手洗い、マスクの正しい着用、大声を出さないこと、換気、身体的距離を保つ意識などを徹底します。
- ・学校・学年の実態に応じて、配信型オンライン授業等を進めます。
- ・各学年の児童生徒が今年度履修すべき内容を、確実に今年度中に指導します。

### 3 部活動について

- ・部活動は、原則として実施しません。
- ・ただし、上位大会につながる公式大会の予選等に参加する部活動に限り、保護者の承諾を得た上で、実施を可とします。 ※平日のみ90分以内の活動（土日祝日はなし）。  
他市・他校との練習試合・合同練習は不可。
- ・県大会以上の大会・コンクールへの参加予定がある部は、感染防止を徹底した上での実施を可とします。

### 4 保護者の皆様へのお願い

- ・ご家族も含めた毎朝の健康観察、本人または家族に少しでも体調不良がある場合は登校を控える等のご協力を、引き続きお願いいたします。
- ・体調不良のため自宅休養した場合や、感染症への不安等が理由で登校を見合わせた場合は、欠席扱いとはなりません。学校にご連絡ください。